

子育て



ひろば



市子育て支援センター

◆つどいのひろば「おひさま」

3月30日(水)午後3時～4月14日(木)は電話相談のみ、おひさまは休みです。

◆お楽しみ会

いろいろな遊びを用意しています。

日時 3月23日(水)午前10時30分～11時30分

対象 就学前の子どもと保護者

定員 15組(定員になり次第締切)

申込 3月11日(金)午後1時から電話で

◆親子教室「わくわく」

日時(全6回) 4月19日～5月31日、火曜午前10時～11時(祝日除く)

対象 1歳8カ月～2歳8カ月の子どもと保護者

定員 10組程度

申込 4月12日(火)午前10時～11時に、子ども同伴で市子育て支援センターへ

場所・申込・問合せ先 市子育て支援センター

☎072-468-8224

子育て支援センター ひだまり

◆楽しいお別れ会
日時 3月30日(水)午前10時30分～11時30分

定員 15組(定員になり次第締切)

申込 3月22日(火)午前10時から窓口・電話で

◆おやこで楽しもう音育あそび
日時 4月13日(水)午前10時30分～11時30分

講師 NPO法人おやこらいぶねっと

対象 1～2歳の子どもと保護者

定員 10組(定員になり次第締切)

申込 4月4日(月)午前10時から窓口・電話で

場所・問合せ先 子育て支援センターひだまり

☎072-433-7064

子ども子育て交流施設 つげさん広場

◆えーる親子あそび塾
春休みに開催します。お父さんもぜひご参加ください。

日時 4月3日(日)午前10時～11時30分

場所 せんごくの杜

対象 幼児・小学生と保護者

定員 10組程度(初めてのかた優先)

※2回目以降のかたは、3月25日(金)から受付けます。

場所・申込・問合せ先 NPO法人えーる

☎072-5041-2567

(平日午前10時～午後3時)

子育て支援調整委員会委員の募集

市が発行している子育て情報誌「イキイキ子育てナビゲーション」の企画・編集にご協力くださる委員(ボランティア、無報酬)を募集します。詳しくは、お問合せください。

正・准看護学校受験対策講座 受講生募集

ひとり親家庭の父母や寡婦のかたが対象です。

期間 4月23日～12月10日

土曜①正看護師・午後1時～6時②准看護師・午後1時～4時15分

場所 関西看護医療予備校(最寄駅JR寺田町駅)

定員 ①5～10人②20～28人

※4月2日(土)に選考試験・面接あり。

受講料(教材費込) ①8万円②5万5000円

申込 受講申込書、返信用封筒(切手を添付し住所・氏名を記入)

を同封の上郵送で(詳しくは、下記二次元コードをご覧ください)

締切 3月25日(金)必着

申込・問合せ先 〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立母子・父子福祉センター

☎06-6748-0263



資格取得をめざすひとり親家庭のかたへ

詳しくは、お問合せください。

◆自立支援教育訓練給付金
教育訓練講座を受講する

場合、受講のために支払った費用の一部を支給します。

離婚などにより 子育て世帯への臨時特別給付金を受取っていないかたへ

離婚などにより、令和4年3月分の児童手当の受給者となったかたや現在高校生等を養育しているかたで、全部または一部の給付金を受け取っていないかたは、申請により給付金を受け取れる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

支給対象 ①現在児童手当を受給していて、9月以降離婚などにより給付を受け取っていないかた②高校生等を養育していて、10月以降離婚などにより給付を受け取っていないかた など

支給額 対象児童1人につき上限10万円
申請期限 3月31日(木)
申請・問合せ先 子ども福祉課 ☎072-433-7021



一人で悩まず気軽にご相談を

「子どものしつけに困っている。しかり方が分からない」「身近に相談相手がいない。また、知っている人には相談しづらい」

「まわりのサポートが得られない状況で子育てが大変!」「イライラして子どもにあたってしまふ」「近所からどなり声や泣き声が何回も聞こえる」

まわりに助けを求めることは、決して恥ずかしいことではありません。誰かに話すだけで、気持ちが楽になり、自分では気づかなかった解決のヒントが見つかることがあります。

※0～18歳の子ども、子育てに関する相談に応じています。相談内容は厳守します。

相談日 月～金曜(祝日・年末年始は除く) 午前8時45分～午後5時15分

費用 無料
相談・問合せ先 家庭児童相談室(子ども福祉課内) ☎072-433-7022

学校薬剤師をご存知ですか?

みなさんにとって「薬剤師」というと病院や薬局で調剤を行い、薬を交付してくれる人というイメージがほとんどであると思われるが、学校にいる薬剤師・学校薬剤師をご存じでしょうか?

学校保健安全法により、大学以外の学校には必ず1人以上の学校薬剤師を配置することが定められています。また、認定こども園も同法が準用され、学校薬剤師を置かなければなりません。

学校薬剤師には、学校環境衛生の維持管理に関する指導・助言者としての職務が義務化されています。定期的(時には臨時)に学校環境衛生検査に赴き、その結果を学校長に報告し、問題点があれば学校とともに改善に取り組んでいます。また、「医薬品の正しい使い方」についてくすり授業へ参加したり補助資料の作成に協力したりしています。

学校保健委員会で定期的に発言を行っていますので、学校が発行している「保健だより」などをご覧ください。学校薬剤師にあたずねになりたいことがありましたら、保健室の養護教諭を通してお声がけください。または、市内にあるかかりつけ薬局にお問合せください。

問合せ先 貝塚市薬剤師会 ☎072-433-2222

子どもの腕がぬけた!

子どもが手を引っ張られた後などに、痛がって腕を下げたまま動かさなくなることがあります。よく腕がぬけた、肩が外れた、肘(ひじ)が外れたと受診されますが、実際は肘の外側の骨が靭帯からはずれかかることによっておこり「肘内障(ちゅうないしょう)」と言います。骨折や脱臼がないことを確認するためにレントゲン検査を行うこともあります。就学前の子どもに多くみられます。

治療は両手で整復操作を行い、比較的簡単に整復できます。整復した後は普通に手を使って、通常通りの日常生活を送ってかまいません。

ぬけやすい子は手をひっぱったりして繰り返すことがあるので要注意です。寝返りをうつだけでぬける子もいます。また、ぬけた腕と反対側の腕もぬけやすい傾向があります。小学校入学頃にはほとんどぬけなくなり、後遺症を残すこともありません。

また、夜間に発症した場合でも、緊急性はありませんので翌日医療機関(整形外科)を受診してください。

問合せ先 貝塚市医師会 ☎072-423-4130